

平成25年3月6日

平成24年度 独禁法基幹講座
習熟度認定試験

問1 (配点20点 解答用紙1枚以内)

私的独占と不当な取引制限の条文に関して、それぞれの要件(行為要件、市場要件)の意義、両者の要件の異同について説明して下さい。

問2 (配点40点 解答用紙2枚以内)

X社は、化学製品Aを製造販売し、Aの市場シェア第一位の30%を占めている。Aを製造販売するメーカーはX以外、5社あるが、5社とも供給余力は殆どない状況である。

他方、Aを製造販売するXその他5社は、Aの製造のための原材料Bを原材料メーカーY1社~Y5社から継続して仕入れている(なお、BはAを製造するための原料以外、他に転用することはできない)。

このような状況下、Xはコスト削減等の目的のため、原材料メーカーを絞ることを考え、具体的にはY1との取引を将来的に解消したいと考えている。

なお、Y1のXに対する取引額は、Y1の売上総額の15%である。

Y1との取引窓口であるX社の担当者から、次のような質問を受けた。

「Y1との将来における取引停止のため、現在行っている取引条件の変更を考えている。具体的には、

- ① 今後、発注する原材料の単価を現在より10%低めにし、当該価格での発注設定に応じない場合、Y1より購入しない旨通告する。
- ② 既にY1に発注済みの下半期の発注価格について(下半期を通じて統一の価格で発注している)、減額の申し入れをしたいと考えている。
なお、発注価格の合意は長年の慣行である口頭ベースで行っており、書面は交付していない。」

将来におけるY1との取引解消はXの方針であるとして、上記質問に関して、

- (1)問題となる法令の特徴を説明し、本件が当法令の要件に該当するか、
- (2)取引条件の変更について、問題点を指摘した上、どのようなアドバイスをすべきか、

について解答して下さい。

(小問の配点は、(1)(2)各20点)

問3 (配点40点 解答用紙2枚以内)

X社及びY1社～Y10社は、除雪機械Pを製造販売している。Pは降雪地域で使用されるため、主として北海道と東北の降雪地域が需要地となっている。

X・Y1・Y2は、Pについて、10年前に価格カルテル(不当な取引制限)の合意を行っていた(X・Y1・Y2のP製造販売分野における現在のシェアは、それぞれ8%、合計24%である)。

このようにXらは、価格カルテルの合意を行っていたが、Xは2年前から独自の価格政策を取ることを決定した。この決定後もXは、Y1、Y2から値上げに関する情報は受けていたが、これに同調する旨の返答をすることもなく、Y1、Y2とは異なる時期・率にて値上げを行ってきた。

具体的には、次のとおりである。

平成23年 9月	Y1・Y2…2.0%値上げ
平成23年12月	X…0.5%値上げ
平成24年10月	Y1・Y2…3.5%値上げ
平成24年11月	X…1.0%値上げ

なお、上記値上げの際、Y3～Y10はいずれも値上げを行っていない。

この度、この価格カルテルの事実を知ったXの法務部員甲が、事業部の担当部長乙から聞き取りをしたところ、次のような返答がなされた。

- ① 既に当社独自の価格政策を取っているので、価格カルテルの合意は消滅したものと認識している。
- ② また、X・Y1・Y2の合計シェアも4分の1以下であり、他方、競業他社としてY3～Y10というライバルがおり、P市場全体に対する影響力は小さい。

- (1) 上記事業部長乙の説明(①②の考え方)に対して、法務部員としてどのような返答をなすべきか解答して下さい(30点)。
- (2) Xとしては、今後、どのような対応をすべきか。課徴金減免申請以外の方法を考えて下さい(10点)。